

人口減少社会への対応と 人手不足の下での企業の人材確保に向けて

～人材不足解消のカギは仕事と子育ての両立支援！～

我が国は今後本格的な人口減少社会に突入！

- 日本の人口は、今後減少していくが、特に15～64歳人口の減少ペースが顕著（▲60万人、▲1%/年）。
- 15～64歳人口の大幅な減少は、経済活動における供給（生産＝働き手）と需要（消費＝モノ・サービスの買い手）のギャップを招き、個々の企業にとっても人手不足など既に大きな課題となっている。

2030年代に入るまでがラストチャンスであり、企業のトップダウンによる取組に期待

- 人口問題は、人口減少に適応する「適応戦略」と、人口減少に歯止めをかける「積極戦略」の双方が重要。
- 20代、30代の結婚・就労・出産・子育て環境が出生率に大きな影響を及ぼしており、人口減少の歯止めには、企業の取組が不可欠。

＜出生率に大きな影響を与えている企業の要因＞

- ①若年世代の「所得水準、雇用形態」 ⇒ 結婚行動に大きな影響を与えてる。
- ②女性の「出産退職」の問題（早急な解決が必要）
⇒ 出産・育児による収入低下・喪失が、出産をためらわせている。
- ③就労と育児が「両立」できない「働き方」の問題（男女ともに）
⇒ 育休制度があつても利用しない（できない）職場環境、長時間労働
- ④長時間で苛酷な「通勤環境」 ⇒ テレワークなどの働き方

- 2030年代になると、若年人口は現在の倍のスピードで急減。まさに2030年代に入るまでが、少子化傾向を反転できるかのラストチャンス。企業のトップダウンによる決断と実行が期待される。

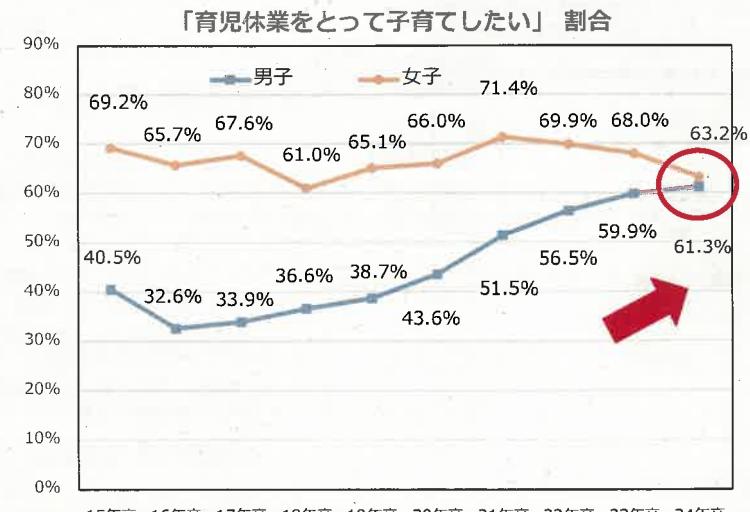
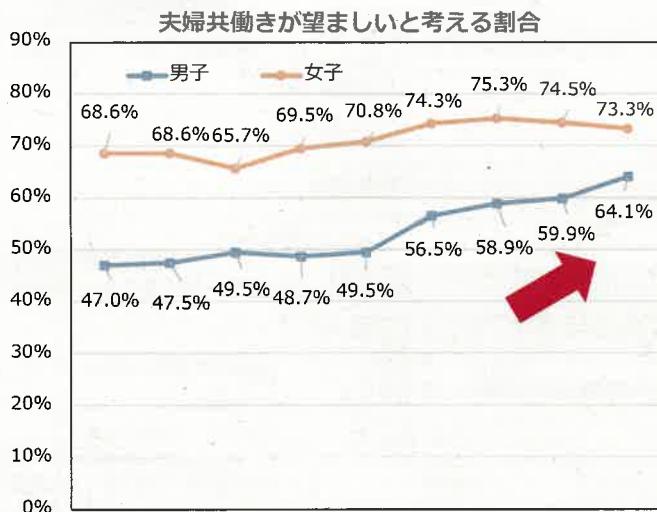
人手確保に向けて、まずは新入社員となる学生や転職希望者の就業ニーズに応えつつ、他方で、結婚・出産を契機とした女性の離職防止等を図っていくことが重要。

①学生の就業に関する意識～夫婦共働き等に関する意識、企業選択で意識すること～

- 男女ともに学生の共働きや育休取得を希望する割合は高い。特に男子学生の意識はこの数年で大きく変化。
共働きや育休取得の希望割合が急増（数年間で15～20ポイント上昇）し女子学生と変わらない水準。
- 男女ともに、就職活動で企業を選択する際に、残業等の実態や多様な働き方の制度を意識している。

②転職希望者の就業に関する意識～転職先を決定した理由～

- 転職先を決定した理由には、給与等と並んで、「休日や残業時間」等を回答する人の割合が高く、転職先として選ばれる企業になるためには、職場環境の改善等に取り組む必要がある。

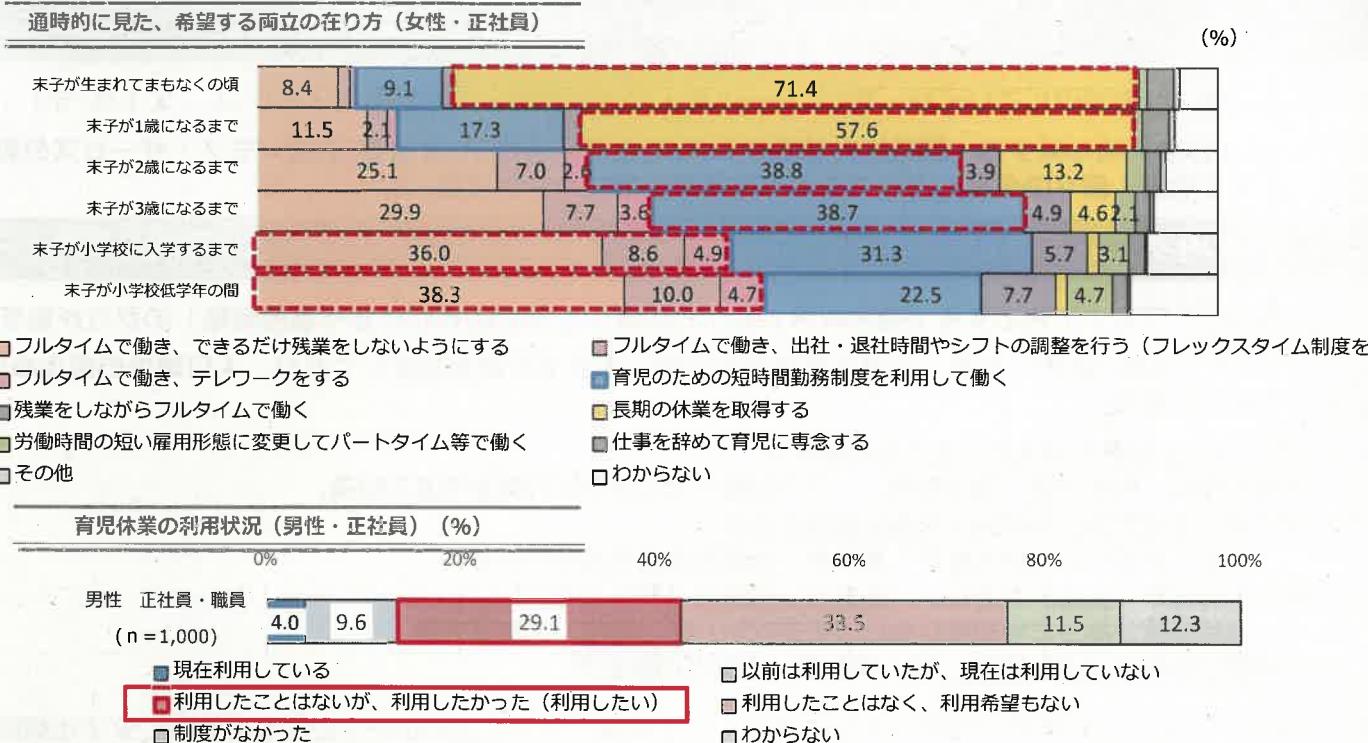


(出典)マイナビ「マイナビ2024年卒大学生のライフスタイル調査」(調査対象:マイナビ2024会員のうち「2024年春」に卒業予定の大学生・大学院生)

(注)23年卒までの調査における質問項目は「育児休業をとって積極的に子育てしたい」となっている

③子育ての希望に応じた働き方等～仕事と子育ての両立に関するニーズ～

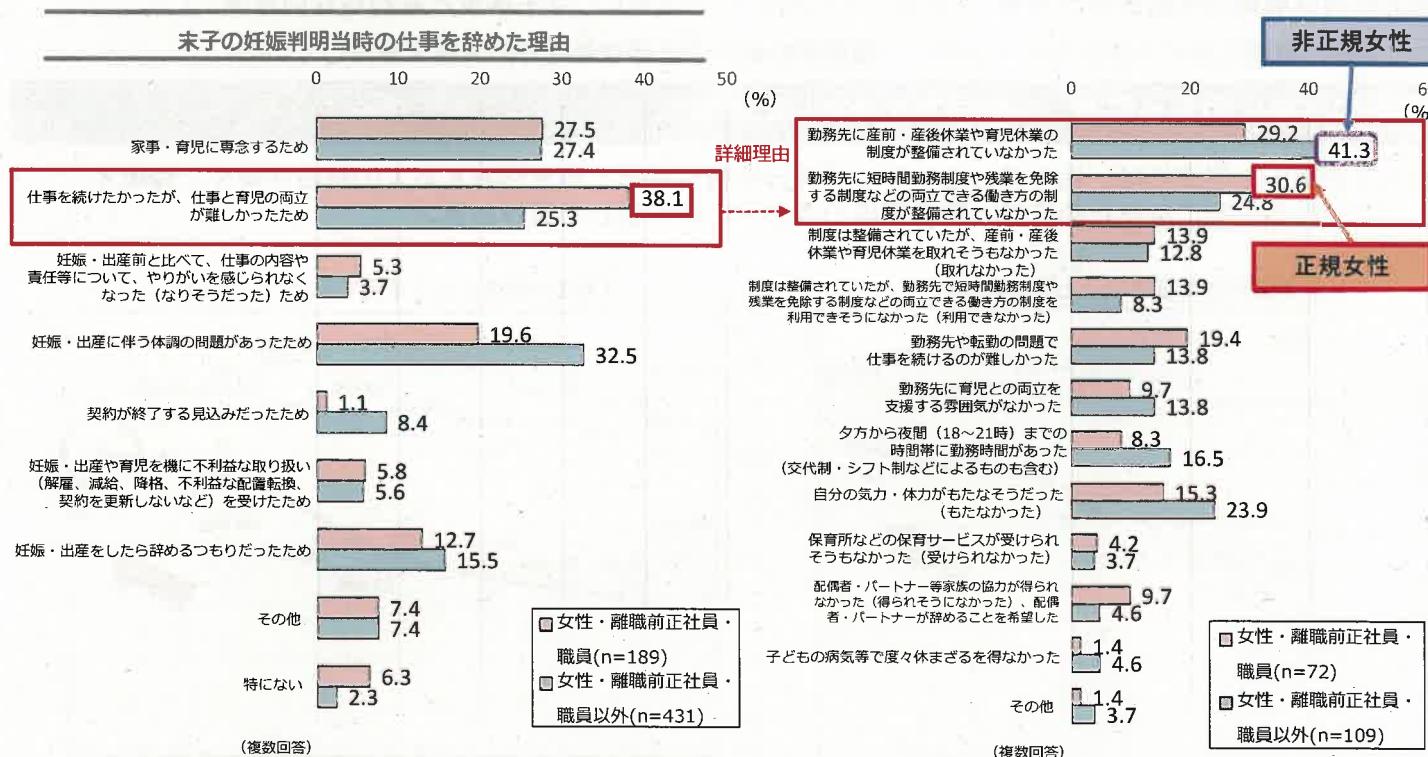
- 正社員の女性については、子が生まれてまもなくは休業、1歳以降は短時間勤務を希望する割合が高く、**3歳以降は、残業をしない働き方や、柔軟な働き方**（出社・退社時間やシフトの調整、テレワーク）を希望する割合が高い。働き方の希望は子供の年齢で変わっていく。
- 正社員の男性については、約3割が、**育児休業**を「利用したことないが、利用したかった（利用したい）」と回答している。



(出典) 日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（令和4年度厚生労働省委託事業）※小学校4年生未満の子の育児を行いながら就労し、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のない労働者を対象としたアンケート調査

③出産・育児を理由に辞職した女性のニーズ～女性離職経験者が仕事を辞めた理由～

- 「出産・育児のため」に離職した女性は、1年間（2021年10月～2022年10月）で14万人強。
- 離職前に正社員だった女性が、妊娠判明当時の仕事を辞めた理由は、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立が難しかったため」（38.1%）が最も高く、詳細な理由を見ると、
- 正規女性は「勤務先に短時間勤務制度や残業を免除する制度などの両立できる働き方の制度が整備されていなかった」（30.6%）が最も高く、非正規女性は「勤務先に産前・産後休暇や育児休業の制度が整備されていなかった」（41.3%）が最も高い。



(出典) 日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（令和4年度厚生労働省委託事業）※小学校4年生未満の子の育児を行い、約10年以内に妊娠・出産・育児のために離職した経験のある者（調査時点の有職無職は問わない。）を対象としたアンケート調査

他社の取組

アスカカンパニー株式会社

創立:1968年 従業員数:約250名 ※男女比6:4、子育て世代40%

資本金:1億円 事業内容:プラスチック製品の開発・製造 等



両立支援制度の拡充・個別対応

育児短時間勤務制度・在宅勤務制度・フレックスタイム制度

※ライフスタイルに合わせた個別設定で対応

例) 子供の夏休み中だけ時短勤務 (男性社員も利用)



男性従業員の育児休業取得奨励

育児休業取得奨励金の支給 (休業日数×1万円: 上限25万円)

パパ座談会の開催と配信

省力化・自動化の実践

協働型ロボットの導入、簡易カメラ検査システム自社開発 (DX)

取り組みの効果

- 女性の育休取得・正社員復帰率 **100%** ※過去10事業年度以上
- 男性の育児休業取得率 **80%** (2022年実績) ※2021年実績30%
- 有休取得率 **84.3%** (2022年実績) ※コロナ関連特休別途支給
- 時間外労働 **12.9時間** (2022年実績)

働き方改革推進企業における出生数等増加の事例

○企業トップのメッセージの下、①長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現、②チーム制導入などの業務改善、③男性の育児・家事促進、女性活躍推進等により「共働き・共育て」の環境を整備し、従業員の出生数等の増加につながる事例が存在

企業名（企業規模・業種）	取組内容	社内の状況の変化
株式会社サカタ製作所 (従業員数: 165名／製造業)	社長からのメッセージ「残業ゼロ」「男性育児休業の定着」 ①11時間の勤務間インターバル導入 (2019年)、時差出勤の推進 ②全社員が残業ゼロを目指し、属人化業務・無駄な作業の廃止、DX・IT化の推進 ③男性育児休業100%の達成 (2018～2022年の5年間の平均取得日数43.88日)	○子どもが生まれた男性社員数 2010～2013年: 11人 2014～2017年: 15人 2018～2021年: 24人 <働き方改革スタート (2014年) >
株式会社ベアレン醸造所 (従業員数: 50名／製造業)	従業員の長時間労働を抑制、健康管理の徹底の経営方針の明確化 ①11時間の勤務間インターバル導入 (2019年)、ノー残業デー、終礼の実施 ②SNSを活用した情報共有、会議時間の短縮、ありがとう伝えよう運動、断捨離の実施 等 ③男性育児休業100%の達成 (2年連続、平均取得日数90日)	○従業員の家庭で生まれた子どもの数 2018年: 1人 2019年: 1人 2020年: 3人 2021年: 4人 2022年: 4人 <働き方改革スタート (2017年) >
伊藤忠商事株式会社 (従業員数: 4,187名／卸売業)	トップの強力なイニシアチブにより働き方改革に着手 (2010年～) ①朝型勤務の導入 (20時以降の勤務の原則禁止、5～8時勤務者への無料の軽食提供、割増賃金付与) (2013年)、在宅勤務の導入 (2017年)、朝型フレックスによる午後3時の早帰り可 (2022年) ②がんとの両立支援 (2017年) (健康経営も含めた社内体制見直し) ③社内託児所の設置 (2010年)、取締役会の任意諮問委員会として、女性活躍推進委員会を設置 (2021年)、早期復職支援・男性育休促進策 (育児両立手当) の導入 (2022年)、「こども“どまんなか”WEEK」(職域学童保育、フェムテック社内展示会) 開催 (2023年)	○女性社員の出生率 2005年度: 0.60 2010年度: 0.94 2015年度: 1.54 2020年度: 1.87 2021年度: 1.97 <働き方改革スタート (2010年) >
セントワークス株式会社 (従業員数: 60名／介護支援ITシステム開発)	「男性育休100%宣言」 ①毎月働き方改革に関する会議にてWLB目標 (仕事と私生活) を共有 ②ワーク・ライフバランス事務局の設置 ③社内報「ハタカク通信」や「WLB研修」(毎年実施) で育児休業等に関する情報提供、男性育児休業取得率の向上を目標に設定 等	○従業員の家庭で生まれた子どもの数 取組前 3人／年 (2011年) 取組後 8人／年 (2015年) <働き方改革スタート (2012年) >

政府としての取組～男性育休等の推進～

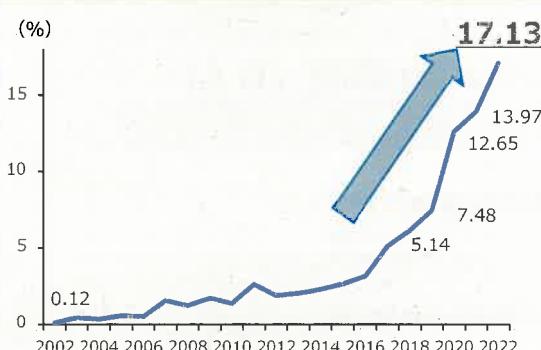
- 政府としては、働き方改革関連法など、長時間労働の是正や労働者的心身の健康のための、働き方改革を強力に推進。
- 特に育児期の労働者については、2021年に育児・介護休業法が改正され、産後パパ育休の創設をはじめ、仕事と育児の両立のための制度の充実を図るとともに、企業の取組を促すため、企業への支援にも取り組んでいるところ。

育児・介護休業法の改正（2021年）

男性の育児休業取得を促進し男女とも仕事と育児を両立できるよう、2021年に育児・介護休業法が改正され、

- 2022年4月から育児休業を取得しやすい雇用環境整備と妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の制度周知・休業取得意向確認の措置を事業主に義務付けているほか、
- 2022年10月から『産後パパ育休（出生時育児休業）』が創設され、育児休業の取得ニーズが高い時期である子の出生直後（子の出生後8週間以内・取得可能日数は4週間（28日）まで）に、これまでよりも柔軟に育児休業を取得することが可能となった。

男性の育児休業取得率



男性の育児休業取得率は、2022年（※1）に17.13%と上昇中。

さらに…

従業員1,000人超の企業に対する直近のアンケート（※2）では、男性の育児休業等取得率は46.2%と取組が進んでいる。

（※1）厚生労働省「令和4年度雇用均等基本調査」。

2020年10月1日～2021年9月30日に出生した子に関して、2022年10月1日までに育児休業を開始した者または開始を申し出た者の割合。

（※2）厚生労働省イクメンプロジェクト「令和5年度男性の育児休業等取得率の公表状況調査」（速報値）。調査時点を2023年6月1日として、前事業年度の状況をアンケート。

政府としての取組～企業への支援等～

企業への現行の支援策

○両立支援等助成金

（中小企業の事業主に助成）

- 男性の育児休業等の取得を支援した場合
- 育児休業の円滑な取得・復帰や、代替要員を確保し休業取得者を原職等に復帰させた場合
- 介護休業の円滑な取得・復帰や介護両立支援制度の利用を支援した場合等

○男性の育児休業取得促進事業（イクメンプロジェクト）

- 人事労務担当者等を対象としたセミナー等の開催
- 公式サイトから、企業向けの研修資料・動画などを発信



○中小企業育児・介護休業等推進支援事業

- 中小企業で働く労働者の育児休業取得・円滑な職場復帰支援、介護離職の防止のため、労務管理の専門家（仕事と家庭の両立支援プランナー）が、個々の中小企業・労働者の状況や課題に応じた支援を実施

- さらに、2023年12月に閣議決定した「こども未来戦略」が掲げる「共働き・共育て」を強力に進めるため、
 - 男性の育休取得率の目標の大幅な引き上げ（2030年に85%）→ 男性育休が当たり前の社会に
 - 柔軟な働き方を実現するための措置（3歳～小学校就学前までの間、フレックスタイム制やテレワーク、短時間勤務制度などから事業主が複数の制度を選択して措置し、その中から労働者が選択できる制度）の創設
 - 「育児時短就業給付（仮称。こどもが2歳未満の間に時短勤務を選択した者に対する給付）」の創設
 - 「子の看護休暇」の取得促進に向けた支援

などの取組を行うとともに、男女の育児休業を支える体制整備を行う中小企業に対する助成措置の大幅な強化（業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成の拡充・代替期間の長さに応じた支給額の増額・各企業の育児休業の取得状況等に応じた加算等）を行う。

★お問合せ先 奈良労働局雇用環境・均等室（0742-32-0210） 詳細な資料は厚生労働省HPに掲載しています。

